

令和 3 年 9 月 1 日制定
令和 7 年 5 月 19 日改訂

避難情報発令時における保育所等の対応基準について（福岡県宇美町）

1. 目的

近年、災害は益々大規模化し、被害が甚大化している。台風や豪雨等に伴う避難情報発令時、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）には園児や従事する職員の安全を確保するための緊急な判断が必要になる。

そこで、町内に避難情報が発令された場合の対応について基準を定める。

2. 住民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに「住民がとるべき行動」が、内閣府（防災担当）・消防庁から示されている。

高齢者等は「【警戒レベル 3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとされている。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (町が発表)
警戒レベル 4	災害が発生する危険が高まっています。 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。	避難指示 (町が発表)
警戒レベル 3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (町が発表)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	(気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	(気象庁が発表)

3. 避難情報等が発令された場合の対応

「住民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は次のとおりとする。

（１） 避難情報等発令時の対応

① 開園時刻までに発令

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル 3 (高齢者等避難)	原則休園 ・当該日は、原則休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。
警戒レベル 4 (避難指示)	
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	

※休園等が予測される場合には、あらかじめ保護者へ連絡する。

午前６時時点で発令されている場合は、速やかに保護者へ連絡をする。

② 開園時間中に発令

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル 3 (高齢者等避難)	原則休園 ・当該日は、原則休園とする。 ・保護者へ「避難情報の発令による休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎えの依頼」を連絡する。 ・在園児は、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。 ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。
警戒レベル 4 (避難指示)	
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	

※休園等が予測される場合には、あらかじめ早急なお迎えの依頼に対応できるよう保護者へ連絡する。

(2) 避難情報等解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前 6 時までに解除	原則開園 ただし、施設や施設周辺の安全確認、公共交通機関等の運行状況、保育士等の確保状況を踏まえ、休園とする場合あり。 ・保護者へ連絡 【土砂災害警戒区域にある保育所等】 ※土砂災害危険度情報が「警戒」以上の場合 は、 原則休園 とする。
開園時間中に避難情報が発令され、 開園時間中に解除	・災害状況等に応じ保育を継続 ・保護者へ連絡

※解除後の開園時間、給食の有無については、各保育所等の判断により、保護者へ連絡する。

4. その他

- ・台風等に伴う暴風警報が発令された場合の避難判断については、台風等の規模及び進路状況等を考慮し、臨時休園を含めて個別に判断する。
- ・休園とした場合においても、保護者が災害発生状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育が必要な場合（安全が確保できる場合に限る。）は、施設長の判断により、そのこどもを受入れることができる。
- ・上記基準のほか、災害の規模、今後の見通しなどにより、臨時的な対応を行う場合がある。